

新たに住民税が非課税となった世帯

新たに住民税均等割のみ課税されている世帯の皆さまへ



魚津市

令和6年度魚津市低所得者支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

令和6年度魚津市低所得者支援給付金 **(10万円/1世帯)** は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度において、新たに住民税非課税世帯、新たに住民税均等割のみ課税されている世帯、新たに住民税均等割のみ課税されている方と住民税非課税者の方で構成されている世帯）を支援する給付金です。

※給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯につき10万円

給付金の支給時期

市が確認書または申請書を受理した日から3～4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和6年6月3日において魚津市の住民基本台帳に記録されており、
世帯の全員が令和6年度住民税が新たに非課税となった世帯
世帯の全員が令和6年度住民税が新たに均等割のみ課税されている世帯

ただし、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている方がいる世帯
下記の給付金を受給した世帯（※未申請・辞退された世帯も含まれます。）

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金追加給付金（住民税非課税世帯の7万円）
- ・低所得者支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯の10万円）

支給対象となりません。



受給には手続きが必要です。

9月上旬以降 順次確認書が届きます。

申請期限：令和6年10月31日（木）当日消印有効

詳しくは裏面へ



給付金の支給手続き

令和6年度新たに住民税が非課税となった世帯、新たに住民税均等割のみ課税されている世帯



基準日(令和6年6月3日)時点で魚津市に住民登録されており、

- **新たに住民税が非課税世帯となった世帯、均等割のみ課税されている世帯である場合**

⇒ 世帯主様あてに、給付内容や確認事項が書かれた「**確認書**」が届きます。



確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、**返信してください。**

- **世帯の中に未申告の方や令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合で、課税状況を確認できない世帯**

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。 ※**税務課で住民税の申告が必要**です。

申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、魚津市役所1階社会福祉課⑦窓口へご提出ください。

(郵送の場合、令和6年10月31日 当日消印有効)



必要書類

- ・マイナンバーカード、運転免許証等（世帯主・代理人）の本人確認書類のコピー
- ・世帯主本人の通帳、キャッシュカード等の振込口座が確認できる書類のコピー

! 虚偽の内容により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

低所得世帯等に対する臨時特例給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



お問い合わせ先

魚津市社会福祉課 ⑦窓口 保護係
魚津市釈迦堂1丁目10番1号

受付時間 平日9:00～17:00

TEL 0765-22-3273(給付金窓口)

0765-23-1077(社会福祉課保護係)